

船舶事故等調査報告書

平成21年6月25日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2009横第62号	
事故等名	ケミカルタンカー雄豊丸引船ちこう引船列衝突	
発生年月日時刻	平成21年3月4日16時00分ごろ	
発生場所	京浜港川崎区東燃ゼネラル扇島東シーバース沖 川崎信号所から真方位162° 3,710m付近 (概位 北緯35° 28.1′ 東経139° 47.3′)	
事故等調査の経過	調査の概要:平成21年3月11日横浜・地方事故調査官がA船舶所有者から事故の概要、損傷写真、船舶国籍証書写、船舶検査手帳写、船長免状写を入手、3月12日A船所有者から修理状況について口述聴取、3月23日B船船長から船舶検査手帳写、船舶検査証書写、船長免状写、船長診断書写を入手、4月7日及び8日A船所有者から海難報告書、事故の概要を入手、4月20日両船舶所有者から損傷状況について口述聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報	船種・船名・総トン数 船舶番号 船舶所有者等	
	A ケミカルタンカー 雄豊丸 498トン 131047 有限会社信雄海運	
	船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等	B 引船 ちこう 19トン 232-23924 個人所有
		C 台船 5号竹丸 560トン C4376 個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長 四級海技士(航海) 一等航海士 四級海技士(航海)	
	B 船長 一級小型船舶操縦士	
	C 乗組員 48歳 海技免許及び経験年数不詳	
負傷者	A なし	
	B なし	
	C 乗組員が頸椎捻挫	
損傷	A 左舷側船首外板に長さ約4m、深さ最大約5cmの凹損、左舷船尾ブルワークに長さ約2m、深さ最大約5cmの凹損	
	B 右舷船尾ブルワークに凹損	
	C 右舷側船首部に凹損及び擦過傷	
事故等の経過	A船は、神戸港に向け川崎航路東口を南進中、B船はC船を30mの索でえい航(以下「B船引船列」という。)して、京浜港横浜区本牧ふ頭に向け京浜港川崎区扇島東シーバース沖合を約4ノットで南西進中、平成21年3月4日16時00分ごろ、A船の左舷船首とB船引船列のえい航索とが衝突し、続いて、A船とB船及びC船が衝突してえい航索が切断した。 当時の天気は雨で、風力1の北東の風が吹き、視程約7kmであった。	
分析	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし A船は、南進中、B船引船列が方位にほとんど変化がないまま接近することに気付かなかつた可能性があると考えられる。

	<p>A船一等航海士は当直中、B船引船列を認め、速力を3~4ノットと判断して、同引船列を左舷船首方に見る約182°に針路を転じ、自動操舵に設定したのち、操舵室左舷後部の海図台に移動してデーターハンドブック等に目を通していたが、前を見たときB船引船列が約50mまで接近しており、同一等航海士は、全速後進と右舵一杯として回避動作をとったが衝突した可能性があると考えられる。</p> <p>B船は、南西進中、A船を右横方約20mとなるまで気付かなかった可能性があると考えられる。</p> <p>B船は、機関を中立にしたが、A船がB船引船列のえい航索を押し込み、B船とC船がA船に引き寄せられる状況となり衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が南進中、B船引船列が南西進中、A船及びB船が適切な見張りを行わなかったため、A船とB船引船列のえい航索が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>
その他の事項	<p>A船は、事故後、当直時、見張り以外の業務を厳禁した。</p>